

入札及び見積り合せにおける同等品の取扱いについて

令和4年6月22日
東温市総務部財政課

物品等の入札及び見積り合せ（以下「入札等」という。）に係る仕様書等に、指定品として示したメーカー、型番の品目（以下「例示品」という。）のほか、同等品を認める旨の記載がある品目については、例示品と同等以上の物品等で入札等に参加することができます。

同等品を選定する場合は、事前に次の手続により、担当課へ同等品の確認を行ってください。

同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）、品質、性能が、例示品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするもので、定価が例示品と概ね同等（85%）以上であるものとします。

同等品の確認方法

同等品での入札等に参加を希望する場合は、仕様書等に定められた期限までに、次の書類を入札の場合は財政課まで、見積り合せの場合は担当課まで提出してください。

- （1）同等品確認書
- （2）同等品の規格、品質、性能及び定価が確認できるカタログの写し等

同等品可否決定の通知

担当課において、同等品確認書、カタログの写し等により審査を行い、同等品回答書の「審査結果」欄に、同等品と認める場合は「○」を、認めない場合は「×」を記載し、FAXで回答いたします。

（例示品で入札等に参加する場合は、この手続は不要です。）

注意事項

同等品の承認を受けていない物品等で、入札書又は見積書を提出することはできません。落札後に、承認を受けていない物品等による入札等が判明した場合は、例示品を納入していただきます。例示品を納入できない場合は、違約金の徴収や入札参加資格停止の措置を科す場合があります。